

議会会議規則

(昭和 32 年 12 月 7 日)

本組合議会会議規則（昭和 16 年制定公布）を次のように改正する。

目次

第 1 章 議会の成立（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 会期の決定、延長及び休会（第 4 条—第 6 条）

第 3 章 議案の発議及び撤回（第 7 条—第 9 条）

第 4 章 議案の付託（第 10 条）

第 5 章 委員会

第 1 節 総則（第 11 条—第 32 条）

第 2 節 公聴会（第 33 条—第 42 条）

第 3 節 委員会の報告（第 43 条—第 45 条）

第 6 章 会議

第 1 節 議会、散会及び延会（第 46 条—第 49 条）

第 2 節 議事日程（第 50 条—第 53 条）

第 3 節 動議（第 54 条）

第 4 節 発言（第 55 条—第 74 条）

第 5 節 修正（第 75 条—第 82 条）

第 6 節 表決（第 83 条—第 91 条）

第 7 節 自由討議（第 92 条—第 98 条）

第 8 節 選挙（第 99 条—第 104 条）

第 9 節 秘密会（第 105 条）

第 7 章 会議録（第 106 条—第 108 条）

第 8 章 請願（第 109 条—第 116 条）

第 9 章 住民及び区域内の団体との関係（第 117 条—第 122 条）

第 10 章 欠席及び辞職

第 1 節 欠席（第 123 条）

第 2 節 辞職（第 124 条—第 126 条）

第 11 章 規律（第 127 条—第 133 条）

第 12 章 懲罰（第 134 条—第 147 条）

第 13 章 補則（第 148 条）

附則

(便宜上記載)

第 1 章 議会の成立

第 1 条 議員は、招集の当日、定刻までに議場に到着し、出席簿に署名し、又は捺印しなければならない。

第2条 議長は、出席議員数が定数に達したときは、議会成立の旨を述べ、かつ、開会を宣告する。

第3条 議員の議席は、総選挙後の会期の初めにくじによりこれを定め、各席に番号標を付ける。総選挙後あらたに選挙された議員があるときは、前任者の席次とする。

第2章 会期の決定、延長及び休会

第4条 議会の会期は、毎会期の初めに議長が議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定により会期が定まったときは、議長は、直ちにこれを管理者に通知しなければならない。ただし、会期1日の場合は、通知を省くことができる。

第5条 会期中に議案の審議を終了することができないとき、その他特別の必要があるときは、議長は、議員の意見を聴き、会期を延長することができる。

第6条 第4条の規定は、議会の会期の延長及び休会にこれを準用する。

第3章 議案の発議及び撤回

第7条 議案を発議する議員は、その案を具え、理由を付けてこれを議長に提出しなければならない。

2 議長は、発議案を印刷させ、各議員に配布する。

第8条 前条第2項の規定は、管理者の提出した議案にこれを準用する。

第9条 議員がその発議案及び動議を撤回しようとするときは、発議者の全部からそれを請求しなければならない。

2 前項の請求があった場合は、議会がその許否を決する。

第4章 議案の付託

第10条 議案は、議会において、その概要について管理者又は発議者の説明質疑後、審議する。ただし、議案のうち特別のものについては、委員会を設け、委員会に付託することができる。

第5章 委員会

第1節 総則

第11条 委員及び委員長がその職を辞そうとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、議会閉会中においては、議長が許可することができる。

第12条 委員会は、その付託を受けた事件については、審査又は調査することができる。

第13条 委員会は、付託された事件のほか、議長の承認した事件について調査することができる。

2 委員会は、議長の承認を求めるため、その調査をしようとする事件の名称及び

調査の目的、利益、方法、期間及び費用を明らかにした文書を議長に提出しなければならない。

3 前項の委員会の調査要求を承認したときは、議長は、その旨を議会に報告し、併せてこれを管理者に通知しなければならない。

第14条 委員会は、議会の会議時間中にこれを開くことができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第15条 委員長は、委員会を開会の日時の定める委員3分の1以上から要求があったときは、委員長は、委員会を開かなければならない。

第16条 委員会は、議案を付託されたときは、まず議案の趣旨について説明を聴いた後、審査に入る。

第17条 委員長は、委員会の議事を整理し難いときは、休憩又は散会を宣告することができる。

第18条 委員が委員会において地方自治法又はこの規則に違反し、その他秩序を乱し、又は議会の品位を傷つけるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずる。

第19条 委員は、議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

第20条 委員会が管理者及び地方自治法第121条の規定による出席者の出席を求めるときは、議長を経なければならない。

第21条 委員会は、その付託を受けた事件に関して意見を有する議員があるときには、その出席を求め、意見を聴くことができる。

第22条 議案を修正しようとする委員は、あらかじめ、修正案を委員長に提出しなければならない。

第23条 委員長が自ら討論をしようとするときは、委員席に着かなければならない。

2 委員長が討論したときは、その問題の表決が終わるまで、委員長席に復することができない。

第24条 委員長は、委員会に諮り、質疑又は討論の時間をあらかじめ制限することができる。

第25条 委員は、質疑終局の動議及び討論終局の動議を提出することができる。

第26条 討論が終局したときは、委員長は、問題を宣告し、表決に付する。

第27条 議会は、期限を定め、委員会をして審査又は調査させることができる。

第28条 委員長は、議員以外の者の傍聴を許可することができる。

第29条 委員長は、委員会の秩序を保持するため必要があるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

第30条 委員会が閉会中もなお特定の審査又は調査を継続することを要求したときは、議長は、これを議会に諮らなければならない。

第31条 議会の議決により委員会に付託された議案について、委員会が閉会中もなお審査又は調査を継続することに決したときは、議長は、直ちにこれを管理者に通知しなければならない。

第32条 委員会において、議事録を作成する。

2 第7章の規定は、前項の会議録にこれを準用する。

第2節 公聴会

第33条 公聴会は、議案の審査のためにこれを開くことができる。

第34条 委員会において公聴会を開こうとするときは、あらかじめ、議長の承認を得た後に、その決議をしなければならない。

第35条 公聴会を開くことに決定したときは、委員長は、その旨を議長に報告するとともに、その日時及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

第36条 公聴会は、予備審査のためにもこれを開くことができる。

第37条 重要な案件について公聴会を開くことを希望する者又は公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書をもってあらかじめその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

第38条 公聴会においてその意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（これを公述人という。）は、あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から委員会においてこれを定め、本人にその旨を通知する。あらかじめ申し出た者の中には、その案件に対して賛成者及び反対者あるときは、その数又は時間は、これを公平に選ばなければならない。

第39条 公聴会に出席した者は、何人といえども、委員長の許可を受けて公聴会の案件につき意見を述べることができる。

2 前条の規定による公述人は、他の出席者に優先してその意見を述べることができる。

第40条 委員は、公述人に対し、質疑することができる。

第41条 公聴会においては、討論及び表決することができない。

第42条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第3節 委員会の報告

第43条 委員会が付託又は承認された事件について審査又は調査を終わったときは、委員長は、重要な事件について報告書を作り、多数意見者の署名を付して議長に提出しなければならない。

2 委員会の報告書には、委員会の決定の理由その他必要な事項を記載しなければならない。

第44条 議会は、期限を定め、委員会をして審査又は調査の結果の報告をさせることができる。

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

第6章 会議

第1節 会議、散会及び延会

第46条 会議の時刻に至ったときは、議長は、議長席に着き、諸般の事項を報告した後、会議を開く旨を宣告する。

2 議長が会議を宣告するまでは、何人も、議事について発言することができない。

第47条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事を終わらない場合でも、議長は、午後6時に至れば、延会を宣告することができる。

第48条 出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告する。

2 会議中に退席者があって定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告することができる。

3 会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を禁じ、又は議場外の議員に出席を要求することができる。

第49条 議長が散会、延会又は休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

第2節 議事日程

第50条 議会の会議に付する事件及びその順序並びに開議の日時は、これを議事日程に記載しなければならない。

2 議長は、議事日程を印刷させ、あらかじめ各議員に配布する。

第51条 議長が必要と認めるとき、又は議員の動議があつたときは、議長は、討論を用いなくて議会に諮り、議事日程の順序を変更することができる。

第52条 議長が緊急事件と認めるとき、又は議員が緊急事件について開議の動議を提出したときは、議長は、討論を用いなくて議会に諮り、これを議事日程に追加することができる。

第53条 議事日程に記載した事件の会議を開くことができなかつたとき、又はその議事を終わらなかつたときは、議長は、これを最近の議事日程に記載しなければならない。

第3節 動議

第54条 この規則において特に定めた場合を除き、すべての動議は、1人以上の賛成者がなければ、これを議題とすることができない。

第4節 発言

第55条 会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の席次番号を告げ、議長の許可を得た後、発言することができる。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認めた者を指名して発言させる。

第56条 すべて発言は、演壇又は自席においてしなければならない。

第57条 発言は、議題外にわたってはならない。

第58条 発言は、その中途において、他の発言によって妨げられることはない。

第59条 延会又は休憩のために発言を終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときに、前の発言を継続することができる。

第60条 委員会に付託した議案の会議においては、議案の質疑に入る前に、まず委員長が議案の内容について説明した後、委員会の経過及び結果を報告する。この報告の内容については、あらかじめ、多数意見の承認を経なければならない。

第61条 委員長は、委員会の調査又は結果を報告するときは、自己の意見を加えてはならない。

第62条 委員長の報告に次いで少数意見者がその少数意見を報告する数個の少数意見がある場合は、その順序は、議長がこれを決定する。

第63条 委員会の審査を省略した議案の会議においては、発議者、管理者又は地方自治法第121条の規定によるその他の出席者が、その議案の趣旨及び内容について説明するものとする。

第64条 質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

第65条 質疑は、同一の議題について、3回を超えることができない。

第66条 質疑が多数あるため容易に終局しないときは、議員は、質疑終局の動議を提出することができる。

2 前項の動議に3人以上賛成者があるときは、議長は、討論を用いなくて議会議に諮りこれを決する。

第67条 質疑が終わったとき、議長は、質疑の終局した旨を宣告する。

第68条 質疑が終わったときは、討論に入る。

第69条 討論においては、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者及び反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

第70条 議員は、同一の議題については、討論2回に及ぶことができない。

第71条 委員長及び第62条第1項の規定による少数意見の報告者は、その報告の趣旨を弁明するために、数回発言することができる。

2 発言者並びに管理者及び地方自治法第 121 条の規定によるその他の出席者は、議案の趣旨を弁明するため、数回の発言をすることができる。

第72条 議長が討論しようとするときは、あらかじめ、これを通知して議席に着かなければならない。

2 議長が討論したときは、その問題の表決が終わるまで、議長席に復することができない。

第73条 賛否各々2人以上の発言があった後、又は一方が2人以上発言して他方に発言の要求者がいないとき、議員は、討論終局の動議を提出することができる。

2 この動議に3人以上の賛成者があるときは、議長は、討論を用いないで議会に諮りこれを決する。

第74条 討論が終わったときは、議長は、討論の終局した旨を宣告する。

第5節 修正

第75条 第60条の報告又は第63条の説明が終わったときは、議員は、修正の動議を提出することができる。

第76条 修正の動議は、その案を具え、3人以上の賛成者とともに連署して、あらかじめ、議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の修正案を印刷させ、各議員に配布する。

第77条 少数意見が修正案件である場合は、これに対し3人以上の賛成者があったときは、修正案として議題とする。

第78条 委員会の報告による修正は、賛成者を持たないで議題とする。

第79条 議員が提出した修正案は、委員会が提出した修正案より先に表決を採らなければならない。

第80条 同一の議題について数個の修正案が提出された場合は、原案に最も遠いものから順次表決に付さなければならない。

2 その表決の順序は、議長がこれを決定する。ただし、議員が異議を申し立て3人以上の賛成者があるときは、議長は、討論を用いないで議会に諮りこれを決する。

第81条 すべての修正案が否決されたときは、原案について表決を採る。

第82条 議会は、修正議決の条項及び字句の整理を議長に委任することができる。

第6節 表決

第83条 表決には条件を付することができない。

第84条 表決の際に現に議場にいない議員は、表決に加わることができない。

第85条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告しなければならない。

2 議長が表決に付する問題を宣告した後は、何人も、議題について発言すること

ができない。

第86条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、その起立者の多数を認定してその可否結果を宣告する。ただし、認定し難いとき、又は議員が議長の宣告に異議を申し立て、出席議員の5分の1以上の賛成があるときは、議長は、投票により表決を採らなければならない。

第87条 議長は、必要と認めたときは、投票によって表決を採ることができる。

2 出席議員の5分の1以上の要求があるときは、議長は、起立の方法を用いなくて、投票により表決を採らなければならない。

第88条 第86条ただし書又は前条の規定により投票を行う場合においては、問題を可とする議員は「賛成」、問題を否とする議員は「反対」の旨を投票用紙に記載しなければならない。

第89条 投票が終わったときは、議長は、その結果を宣告しなければならない。

第90条 議員は、自己の表決の更生を求めることができない。

第91条 議長は、問題について異議の有無を議会に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、直ちに可否を宣告する。ただし、議員が問題又は議長の宣告に対し異議の申し立てをしたときは、議長は、本節の規定する方法によって表決を採らなければならない。

第7節 自由討議

第92条 議員は、自由討議の会議において、等しく発言の機会を与えられなければならない。

第93条 議長は、自由討議の会議の日時を定め、あらかじめ、これを議会に報告しなければならない。ただし、議員が日時を変更する動議を提出したときは、議長は、討論を用いなくて議会に諮りこれを決する。

第94条 議長は、議会に諮り、あらかじめ、討論の問題を決定することができる。問題が決定した場合においては、討論は、その問題のほかにわたることができない。

第95条 問題を決定しない自由討議の会議においては、議員は、管理者に対し、組合の事務及び組合に委任された国その他公共団体の事務に関し、自己の意見を述べ、又は質問することができる。

第96条 自由討議のため、時間及び発言者の発言時間は、議長がこれを決定する。

2 議長は、前項の時間をあらかじめ議会に報告しなければならない。

3 議長は、自由討議における発言者の数を制限することができる。

第97条 議長があらかじめ決定した発言時間を超えて発言する議員に対し、議長は、

その発言を中止させることができる。

第98条 自由討議における発言に対して議員が表決を求める動議を提出したときは、議長は、討論を用いなくて、議会に諮りこれを決する。

2 第95条の場合において、表決を求める動議が可決されたときは、議長は、その問題について討論を許さなければならない。

第8節 選挙

第99条 議会において行う選挙の投票用紙の様式は、議長が議会を経てこれを定める。

第100条 投票により選挙を行う場合においては、議長は、2人以上の立会人とともに、投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員中から議会に諮ってこれを定める。

第101条 投票の点検が終わったときは、議長は、直ちにその結果を議会に報告するとともに、併せて当選人に当選の旨を口頭又は文書をもって告知しなければならない。

第102条 当選人が当選を辞したときは、議長は、選挙すべき者の数をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票者の中から当選人を定めなければならない。

第103条 当選人がないとき、若しくは当選人が選挙すべき者の数に達しないとき、又は前条の規定により当選人を定めることができないとき、若しくは当選人を定めてもなお当選人が当選すべき者の数に達しないときは、議会は、更に選挙を行わなければならない。

第104条 議長は、投票の有効、無効を区別し、当該当選人の任期間関係書類を併せてこれを保存しなければならない。

第9節 秘密会

第105条 地方自治法第115条ただし書により秘密会を開くときは、議長は、一般傍聴人及び議長の指定する者以外の者は議場の外に退場させる。

第7章 会議録

第106条 会議録には、議事の外、開会及び閉会の年月日、出席、欠席議員の番号及び指名並びに選挙その他議長において必要と認める事項を記載しなければならない。

第107条 議長は、必要と認めるときは、速記法によりすべての議事を記載させることができる。

第108条 会議録に署名すべき議員数は、2人とし、会議の初めに議長が議会に諮って定める。

第8章 請願

第109条 請願書は、請願者の氏名（法人の場合は、その名称）及び住所（住所のない場合は、居所）を記載したものでなければならない。

第110条 請願書の用語は、平穏なものでなければならない。また、その提出は、平穏になさなければならない。

第111条 議長は、請願文書表を作成して、これを印刷させ、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願の趣旨、請願者の住所、氏名、紹介議員の氏名及び受理の年月日を記載する。

第112条 請願は、請願文書表の配付と同時に、議長が、これを委員会に付託する。

第113条 委員会は、付託の順序により、請願書を審査する。

第114条 委員会は、審査の結果に従い、次の区別をなして、議会に報告しなければならない。

- (1) 議会の会議に付するを要するもの
- (2) 議会の会議に付するを要しないもの

2 議会の会議に付するを要する請願については、意見書案を付し、なお、次の区別をなして報告する。

- (1) 管理者に送付すべきもの
- (2) いずれにも送付しないもの

第115条 委員会において、議会の会議に付するを要しないものと決定した請願について、議員3人以上から会議に付すべき旨の要求がないときは、委員会の決定が確定する。

第116条 陳情書その他のものでその内容が請願に適合するものは、議長が請願の例により処理する。

第9章 住民及び区域内の団体との関係

第117条 委員会が審査又は調査のため団体等に対し記録の提出を求めようとするときは、議長を経て、これをしなければならない。

第118条 審査又は調査のため、議会に証人の出頭を求める動議があるときは、議長は、議会に諮り、これを決し、議長がその出頭を求める。

2 委員会において証人の出頭を求めることを議決したときは、議長を経てその出頭を求めなければならない。

第119条 議長又は委員長は、証人に対し、その出頭前、あらかじめ証言の要旨を記載した文書の提出を求めることができる。

第120条 証人は、議会に出頭して証言しなければならない。ただし、やむを得な

い事由があるときは、文書で証言することができる。

第121条 証人が出頭したときは、宣誓書によって宣誓させた後、その発言を許可する。

第122条 証人の発言は、その証言を求められた範囲を超えてはならない。

第10章 欠席及び辞職

第1節 欠席

第123条 議員は、公務疾病その他の事故によって議会に出席することができないときは、その理由を記した欠席届出書を議長に提出しなければならない。

第2節 辞職

第124条 辞職しようとする議員は、辞表を議長に提出しなければならない。

第125条 議長は、辞表を朗読させて討論を用いないで議会に諮り、その許否を決する。

第126条 辞表に無礼の言辞があると認めるときは、議長は、朗読を省略してその要領を議会に報告することができる。この場合において、議長は、その辞表を委員会に付託して審査させることができる。

第11章 規律

第127条 すべて議員は、議会の品位を重んじなければならない。

第128条 議員は、議場又は委員会の会議室において、互いに敬称を用いなければならない。

第129条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。遅参した議員が着席しようとするときは、議長にその旨を申し出なければならない。

第130条 議場において、喫煙してはならない。

第131条 会議中は、参考のためにするものを除いては、新聞紙及び書籍等を閲覧してはならない。

第132条 会議中は、何人もみだりに発言し、又は騒いで他人の発言を妨げてはならない。

第133条 規律に関する問題は、議長がこれを決する。ただし、議長は、討論を用いないで議会に諮り、これを決することができる。

第12章 懲罰

第134条 会議において懲罰事犯があるときは、議長は、休憩若しくは延会を宣告し、又は事犯者を退場させる。

第135条 委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、休憩又は散会を宣告することができる。

第136条 議長の制止又は発言取消しの命令に従わない議員があるときは、議長は、地方自治法第129条により処分をするほか、なお、懲罰事犯としてこれを委員会

に付託することができる。

2 委員長の制止又は発言取消しの命令に従わない委員があるときは、委員長は、本規則第 18 条によりこれを処分するほか、なお、懲罰事犯としてこれを議長に報告し、処分を求めることができる。

第137条 秘密会の議事を漏らした者があるときは、議長は、これを懲罰事犯として委員会に付託する。

第138条 委員会において、懲罰事犯に該当する者がある場合において、第 136 条第 2 項の規定による処分の請求をしないときは、3 人以上の賛成をもって懲罰の動議を提出することができる。この場合において、動議は、事犯のあった翌日までにこれを提出しなければならない。

第139条 懲罰の動議が提出されたときは、議長は、直ちにこれを会議に付さなければならない。散会后提出されたときは、最近の会議にこれを議題としなければならない。

2 前項の場合において、議長は、討論を用いなくて議会に諮り、これを委員会に付託する。

第140条 委員会は、議長を経て、本人及び関係者を召喚し、尋問することができる。

第141条 議員は、自己の懲罰事犯の会議又は委員会に出席することができない。ただし、議長又は委員長の許可を得て自ら弁明し、又は他の議員をして代わって弁明させることができる。

第142条 懲罰中、公開の議場における戒告又は陳謝については、委員会がこれを起草し、その報告とともにこれを議長に提出する。

第143条 出席停止の期間は、3 日を超えることができない。数個の懲罰事犯が併発した場合においても、出席停止は、前項の制限を超えることができない。

第144条 出席を停止された議員が委員会委員であるときは、その期間中は、委員の職務を停止する。

第145条 出席を停止された議員が、その停止期間中に会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命ずる。

2 その命令に従わないときは、議長は、必要な処分をなすことができる。

第146条 議会を騒がし、又は議会の対面を汚し、その情状が特に重い者に対しては、出席を停止し、又は除名することができる。

第147条 委員会が除名すべきものとして報告した事犯について、地方自治法第 135 条第 2 項の同意がなかった場合においては、議会は、他の懲罰を科することができる。

第 13 章 補則

第148条 すべて会議規則の疑義は、議会に諮り、議長がこれを決する。

附 則

- 1 この規則は、次の会議から施行する。
- 2 従前の会議規則は、廃止する。